

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年6月24日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示案」について、令和7年4月25日から令和7年5月25日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、10件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>1. 改正案第7条について</p> <p>1) 第1項中に「応急的に処置するものであること」との規程があるとともに、第5項に「福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内」とされており、福祉サービスの提供の実態にそぐわない規程となっている。 →必要な期間をカバーできる規程に変更すべきと考える。</p> <p>2) 第4項の費用の規程においても、応援派遣等に要する経費について対象外となっている。→現在も曖昧となっている応援派遣経費等について、負担を明確化する規程とすべきと考える。</p> <p>2. 改正案第14条について</p> <p>1) 福祉サービスが追加されたが、福祉サービスの提供に必要となる応援派遣費等が支給の対象となっ</p>	<p>福祉サービスの提供を実施できる期間を含め、本告示で定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができることとなっております。</p> <p>ご指摘の「応援派遣経費等」の意味するところが明らかでないですが、福祉サービスを実施するに当たり必要な場合は、その提供のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができます。</p>

	<p>ていないため、応援派遣等の経費支給の明確化を図るべきと考える。</p>	
<p>2</p>	<p>第7条第1号に規定する災害時要配慮者について、災害により現に被害を受けている者であれば、居所によらず、例えば社会福祉施設等で生活する者も含まれると解してよいか。</p> <p>避難所における滞在期間の短縮化を意図するための期間の定めであることは理解するが、被害の規模により災害時要配慮者への継続的な支援が必要となるなか、救助の期間を予め一律に定めることや、その期間が医療・助産行為よりも短いことについて、実効ある福祉的支援体制の構築に資するものかどうか、福祉関係者から心配の声が上がっている。</p> <p>災害関連死を防ぐため、今般の法改正において、救助の種類に福祉サービスの提供を追加し、福祉的支援等の充実を図るとの趣旨に照らし、応急期から復旧・復興期までの迅速かつ切れ目のない支援体制構築に供する制度設計としていただきたい。</p> <p>災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第3条に関して、改正法施行後の検討にあたっては、福祉関係者の意見を聴取するとともに、災害支援にかかる福祉現場の実態を踏まえた見直しとしていただきたい。</p>	<p>第7条第1号で規定する「災害時要配慮者」については、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする者であれば、ご指摘の「社会福祉施設等で生活する者」も含まれます。</p> <p>ただし、社会福祉施設（避難所として供与されるものを除く。）における各種報酬等に基づく通常の福祉サービスの提供については、福祉各法による実施を想定しており、原則として、本法による救助としては予定しておりません。</p> <p>また、福祉サービスの提供を実施できる期間を含め、本告示で定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができることとなっております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>3</p>	<p>第7条第1号に規定する災害時要配慮者について、災害により現に被害を受けている者であれば、居所によらず、例えば社会福祉施設等で生活する者も含まれると解してよいか。</p> <p>避難所における滞在期間の短縮化を意図するための期間の定めであることは理解するが、被害の規模により災害時要配慮者への継続的な支援が必要となるなか、救助の期間を予め一律に定めることや、その期間が医療・助産行為よりも短いことについて、実効ある福祉的支援体制の構築に資するものかどうか、福祉関係者から心配の声が上がっている。</p> <p>災害関連死を防ぐため、今般の法改正において、救助の種類に福祉サービスの提供を追加し、福祉的支援等の充実を図るとの趣旨に照らし、応急期から復旧・復興期までの迅速かつ切れ目のない支援体制構築に供する制度設計としていただきたい。</p> <p>災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第3条に関して、改正法施行後の検討にあたっては、福祉関係者の意見を聴取するとともに、災害支援にかかる福祉現場の実態を踏まえた見直しとしていただきたい。</p>	<p>第7条第1号で規定する「災害時要配慮者」については、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする者であれば、ご指摘の「社会福祉施設等で生活する者」も含まれ得ます。</p> <p>ただし、社会福祉施設（避難所として供与されるものを除く。）における各種報酬等に基づく通常の福祉サービスの提供については、福祉各法による実施を想定しており、原則として、本法による救助としては予定しておりません。</p> <p>また、福祉サービスの提供を実施できる期間を含め、本告示で定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができることとなっております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>福祉サービスの提供の対象を災害時要配慮者と限定列挙してしまうと、例えば、低所得者、被災により一時的に生活機能が落ちる者、ヤングケアラー、手帳を持っていない軽度の障害者などが対象から外されてしまう可能性があるため、災害時要配慮者に限定せず、被災者全体を対象とすべきである。</p>	<p>第7条第1号で規定する「災害時要配慮者」は、「災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者」と定義しており、避難生活において配慮を必要とする被災者全般を意味するものです。</p>

	<p>医療については「医療の途を失った者」が対象であることから、例えば「福祉サービスの提供を必要とする者」や「災害時要配慮者、その他の福祉支援を必要とする者」など、福祉サービスを必要とする者すべてが対象となる記載とすべきではないか。</p>	
5	<p>「避難生活」とは、避難所や在宅、車中泊等での生活を指すと考えられるが、福祉サービスの提供は、被災者個人を継続的に支援する災害ケースマネジメントの視点が重要であり、応急仮設住宅等へ移動したから、すぐに提供をやめられるものではないため、被災者の場所によって、救助の対象とならないことがないよう、配慮いただきたい。(一般施策と救助の隙間が生まれないよう、柔軟な制度運用をお願いしたい)</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>社会福祉協議会においては、被災者ニーズの把握、相談対応を行い、福祉ニーズへの対応やその他の必要な支援につなげている。そのつなぎ先の一つとして、社会福祉協議会が設置・運営することが一般化している災害ボランティアセンターがあり、被災者のニーズに応えるためにボランティアの協力をいただき、被災者支援を行っている。</p> <p>「災害ボランティア活動」が「福祉サービス」であるとは考えていないが、ボランティアニーズを含め、要配慮者その他被災者の多様なニーズを把握するために社会福祉協議会職員が行う情報把握の活動は「福祉サービス」に該当するとの認識でよろしいか。</p>	<p>第7条第1号で規定する「災害時要配慮者」に対して行われるのであれば、「福祉サービスの提供」に該当し得ることになります。</p> <p>ただし、災害救助法による国庫負担の対象となるためには、都道府県知事等の長からの要請を受けて行うものであること等の要件を満たす必要があります。</p>
7	<p>福祉サービスの提供を行うにあたって、スタッフの事務処理に係る資機材費および事務処理スペースや被災者相談窓口スペース、会議等の運営スペース、駐車場等、いわゆる「活動拠点」となりうる場所の賃借料は対象となるか。</p> <p>ならない場合、誰がこれらの費用を負担するのか。</p>	<p>どのような場合に、福祉サービスの提供のみを行う賃借料を伴う活動拠点が必要となり、具体的にどのような経費が生じるか、個別の事情に応じて検討することとなります。</p>

8	<p>救助の期間はこれまでの運用上都度延長されていることは承知しているが、福祉関係者からは7日間という医療・助産行為よりも短い期間となっていることに対して心配の声が上がっている。被災者の生活の実態に合わせた運用や自治体の判断に資する十分な周知について、くれぐれも留意いただきたい。</p>	<p>福祉サービスの提供を実施できる期間を含め、本告示で定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができることとなっております。</p>
---	--	--

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。